

令和2・3年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る 総合点数算定取扱い基準

(趣旨)

第1条 この取扱い基準は、令和2・3年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「資格審査基準」という。）に定める総合点数の算定について、必要な事項を定める。

(技術者)

第2条 技術者とは次の各号に掲げる条件の全てに該当する者をいう。

- (1) 1か月の賃金が8万円以上であること又は個人事業主の専従者であること。
- (2) 営業所又は工事現場において、1か月のうち概ね15日以上建設業に關係する業務に従事していること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の項目及び基準（同条第3項において国土交通大臣が定めることとされた平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下「基準等告示」という。）第一の三の1に定める技術職員に該当する者であること。

(総合点数の算定)

第3条 資格審査基準第12条第2項に規定する客観的事項に係る総合点数（この項において「客観点数」という。）は、資格審査取扱い基準第2条第10号に規定する許可業種に応じた、経営事項審査に係る建設業法第27条の29第1項に規定する建設工事の種類ごとの総合評定値をもって客観点数として算定する。

2 資格審査基準第12条第3項に規定する和歌山県独自事項に係る総合点数は、次の各号に掲げる項目ごとに、当該各号に定める点数とし、資格認定を受けようとする者の許可業種ごとに全各号の点数を合計して得た点数をもって算定する。

- (1) 資格審査基準第12条第3項第1号に掲げる独占禁止法の遵守体制の整備 審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、全ての許可業種に対して30点
- (2) 資格審査基準第12条第3項第2号に掲げる暴力団排除への取組 審査基準日において次に掲げる条件の全てに該当する場合には、全ての許可業種に対して30点
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する不当要求防止責任者（以下「不当要求防止責任者」という。）を選任していること。
 - イ 審査基準日の前日までの2年間において、和歌山県公安委員会から委託を受けて公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターが実施する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第2項に規定する講習を不当要求防止責任者に受講させていること。
- (3) 資格審査基準第12条第3項第3号に掲げる災害時等対応重機の所有 審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、60点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数

(4) 資格審査基準第12条第3項第4号に掲げる災害時対応仮設資材の所有 審査基準日において別に定める基準に該当する場合には、20点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数

(5) 資格審査基準第12条第3項第5号に掲げる大規模災害時の応急対策業務の取組 審査基準日において次のア又はイのいずれかに該当する場合には、ア又はイに定める許可業種にそれぞれ加点する。

ア 和歌山県知事と大規模災害時における応急対策業務に関する協定（建設業関連業務で和歌山県国土整備部国土整備政策局技術調査課長が認めるものに限る。）を締結している団体（建設業を主として営む一般社団法人）の会員で、その協定に同意した場合には、次の表の対象団体欄に掲げる団体に応じ許可業種欄に掲げる業種に40点を上限に点数欄に掲げる点数

番号	対象団体	許可業種	点数
1	(一社) 和歌山県建設業協会	土木一式工事	40点
		建築一式工事	40点
2	(一社) 和歌山県空調衛生工業協会	管工事	40点
3	(一社) 和歌山電業協会	電気工事	40点
4	(一社) 和歌山県營繕協会	建築一式工事、電気工事又は管工事のいずれか	40点

(注) 番号1の行に基づく算定を希望する場合には、番号1の行のみ算定する。

番号2から4の行に基づく算定を希望する場合には、いずれか2つの行を上限として算定する。

イ 和歌山県内市町村と大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結している一般社団法人等の団体の会員で、その協定に同意した場合 土木一式工事及び建築一式工事それぞれに対して10点

(6) 資格審査基準第12条第3項第6号に掲げる災害時等緊急対応への貢献 審査基準日の前日までの2年間において別に定める基準に該当する工事等を行った場合には、60点を上限として土木一式工事に対して別に定める点数を加点する。

(7) 資格審査基準第12条第3項第7号に掲げるISO9000シリーズの認証取得 審査基準日においてISO9000シリーズの認証を取得している場合には、全ての許可業種に対して20点

(8) 資格審査基準第12条第3項第8号に掲げるISO14000シリーズの認証取得 審査基準日においてISO14000シリーズの認証を取得している場合には、全ての許可業種に対して20点（次号の項目との重複算定は行わない。）

(9) 資格審査基準第12条第3項第9号に掲げるエコアクション21の認証取得 審査基準日においてエコアクション21の認証を取得している場合には、全ての許可業種に対して10点（前号の項目との重複算定は行わない。）

(10) 資格審査基準第12条第3項第10号に掲げる産業廃棄物の処理体制 次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して当該各号に定

める点数（イ及びウのいずれにも該当する場合は、資格審査の申請者の希望に応じて重複算定を行うことができる。）

ア 審査基準日において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。

以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項に規定する許可を受けて産業廃棄物処分業を行っている場合には、全ての許可業種に対して20点

イ 廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可を受けて産業廃棄物処分業を行っている者と審査基準日の前日までの1年間において産業廃棄物の処理に係る契約を締結している場合には、全ての許可業種に対して10点

ウ 審査基準日において、廃棄物処理法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている場合には、全ての許可業種に対して10点

(11) 資格審査基準第12条第3項第11号に掲げる労働安全衛生法関係資格者数 別表第1に掲げる資格のいずれかを取得している者を審査基準日において雇用している場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して1人につき2点

(12) 資格審査基準第12条第3項第12号に掲げる労働災害防止への取組 審査基準日において建設業労働災害防止協会の会員である場合には、全ての許可業種に対して10点

(13) 資格審査基準第12条第3項第13号に掲げる常時雇用者の確保 審査基準日において次のア又はイに該当する場合には、それぞれア又はイに定める点数（ア及びイに同時に該当する場合には重複算定を行う。）

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する従業員を雇用している場合には、60点を上限として全ての許可業種に対して1人につき2点

(ア) 常時雇用している従業員1人当たりの1か月の賃金が8万円以上であること又は当該従業員が個人事業主の専従者であること

(イ) 常時雇用している従業員が、営業所又は工事現場において、1か月のうち概ね15日以上建設業に關係する業務に従事していること

イ ア(ア)及び(イ)のいずれにも該当し、かつ次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する従業員を雇用している場合には、20点を上限として全ての許可業種に対して1人につき5点（(ア)から(オ)までうちいずれか2以上の項目に同一の従業員が該当する場合であっても、重複算定は行わない。）

(ア) 若年者（審査基準日において満年齢35歳未満の者）

(イ) 女性職員

(ウ) ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）

(エ) 保護観察対象者

(オ) 審査基準日以前2年の間において市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連續して雇用されている者

(14) 資格審査基準第12条第3項第14号に掲げる障害者雇用 審査基準日において次の各号のいずれかに該当する場合には、全ての許可業種に対して20点

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に該当する者（以下「法定義務建設業者」という。）が、法定雇用率を達成するために必要な雇用者数に1を加えた人数以上を雇用している場合

イ 法定義務建設業者でない者が障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定

する身体障害者又は同条第4号に規定する知的障害者を1名以上を雇用している場合

- (15) 資格審査基準第12条第3項第15号に掲げる建設業関連学科新規卒業者雇用 審査基準日において次のア又はイのいずれかに該当する者を、卒業後1年未満の間に雇用し、かつ審査基準日まで連續して雇用している場合には、20点を上限として別表第2に掲げる許可業種のうちいづれか1つに対して、1人につき5点
ア 別表第2に掲げる学科を修めて高等学校を卒業後、審査基準日の前日において当該卒業の日から起算して4年未満の者
イ 別表第2に掲げる学科を修めて大学等（短期大学、高等専門学校及び大学並びに短期大学と同等以上と国土交通大臣が認めた専修学校等を含む。）を卒業後、審査基準日の前日において当該卒業の日から起算して2年未満の者
- (16) 資格審査基準第12条第3項第16号に掲げる次世代育成支援等への取組 審査基準日において次のア、イ又はウのいずれかに該当する場合には、10点を上限として全ての許可業種に対して5点
ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県の労働局に届け出ている場合
イ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律120号）第12条第1項に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県の労働局に届け出ている場合
ウ 和歌山県知事が定めるわかやま健康づくりチャレンジ運動実施要綱に基づく登録を行い、同要綱に基づくわかやま健康推進事業所の認定を受けた場合
- (17) 資格審査基準第12条第3項第17号に掲げる工事成績 次のアからウまでに掲げる条件全てに該当する建設工事の工事成績評定点（共同企業体（JV）（2以上の建設業に属する事業の事業者が、1の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帶して請け負う企業体をいう。以下同じ。）に係るものについては、各構成員に対して算定する。）の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）を基に別表第3により発注を受けた許可業種ごとに算定した点数
ア 別表第4に定める機関が発注した建設工事であること
イ 審査基準日（追加審査においては、直前の定期審査における審査基準日）の前日までの2年間において竣工検査を受けた建設工事であること
ウ 当初の契約額が250万円以下の随意契約による工事でないこと
- (18) 資格審査基準第12条第3項第18号に掲げる高得点工事成績 次のア及びイの全てに該当する建設工事（以下「高得点工事」という。）で当該高得点工事を算定対象とした総合点数が有効となる日において次のウに掲げる加点期間終了日が到来していないものについて、当該高得点工事に係る許可業種に対して60点を上限に1件につき30点（共同企業体（JV）に係るものについては、各構成員に対して算定する。）なお、平成30・31年度の総合点数の算定対象となっている高得点工事のうち資格審査基準第8条に定める定期審査の認定期間開始日において、次のウに掲げる加点期間終了日が到来していないものについては、引き続き総合点数の算定対象とする。
ア 別表第4に定める機関が発注した建設工事であること
イ 工事成績評定点が別表4に定める高得点工事基準評定点以上であること
ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか先に到来する日

(ア) 当該高得点工事の工事成績の通知を受けた日から 30 日が経過した日を含む受付期間に係る再算定に基づく総合点数が効力を有することとなる日から 2 年が経過した日

(イ) 資格審査基準第 8 条第 1 項に定める定期審査の資格認定の有効期間が開始する日又は同基準第 17 条に定める再算定の総合点数が効力を有することとなる日のうち、当該高得点工事を算定の対象とした総合点数が有効になった日から 2 年と 1 日が経過した日の直前の日

(19) 資格審査基準第 12 条第 3 項第 19 号に掲げる和歌山県優良工事表彰 審査基準日の属する年度又はその前年度において和歌山県優良工事表彰を受賞した場合には、当該工事の発注を受けた許可業種に対して 30 点（本号の算定対象期間は資格審査基準第 8 条の認定期間の満了日までとする。ただし、資格審査基準第 5 条第 1 項の審査基準日の属する前年度に和歌山県優良工事表彰を受賞し、かつ平成 30・31 年度入札参加資格において加点を受けている場合は、令和 3 年 5 月 31 日までとする。）

(20) 資格審査基準第 12 条第 3 項第 20 号に掲げる技術者数 審査基準日において技術者を雇用している場合には、180 点を上限として当該技術者が有する資格が有効である許可業種に対して次のアからウまでに定める点数（当該技術者がアからウまでのうち 2 以上の項目に該当する場合は、いずれか最も高い点数のみを算定する。）

ア 経営事項審査における 1 級の資格を有する技術者 1 人につき 10 点

イ 経営事項審査における 2 級の資格を有する技術者又は登録基幹技能者 1 人につき 5 点

ウ 経営事項審査におけるその他の資格を有する技術者 1 人につき 3 点

(21) 資格審査基準第 12 条第 3 項第 21 号に掲げる優秀施工者国土交通大臣顕彰 優秀施工者国土交通大臣顕彰を受賞した者を審査基準日において雇用している場合には、全ての許可業種に対して 20 点

(22) 資格審査基準第 12 条第 3 項第 22 号に掲げる技術力向上への取組 審査基準日において別表第 5 に定める団体の推奨単位数を満たしている技術者を雇用している場合には、全ての許可業種に対して 10 点を上限として 1 人につき 2 点

（総合点数の特別加算）

第 4 条 審査基準日以前の 3 年の間に建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可（以下「建設業許可」という。）を受けて他の者と合併し、又は建設業許可を受けて他の者から事業譲渡を受けた者から別に定める手続により申請があった場合には、総合点数の算定に際し特別加算を行う。

2 加算する点数は、入札参加資格の認定を受けている許可業種ごとに経営事項審査の当該許可業種の総合評定値の 10% に相当する点数（ただし、その点数に小数点以下の端数を生じたときは切り上げるものとする。）とする。

3 特別加算を行う期間は、総合点数の再算定のあった日から 3 年を経過するまでの間とする。

附 則

この基準は、平成 19 年 11 月 13 日から施行します。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 14 日から施行します。

附 則

この基準は、平成 21 年 12 月 9 日から施行します。

附 則

この基準は、平成 23 年 6 月 24 日から施行します。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 12 月 13 日から施行する。

- 2 この基準は、平成 24・25 年度入札参加資格に適用し、平成 22・23 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以降に加点のための再算定を申請する者から適用するものとし、平成 25 年 3 月 31 日において現に加点を受けている者及び平成 25 年 3 月 31 日以前に加点のための再算定を申請している者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成 25 年 12 月 4 日から施行する。

- 2 この基準は、平成 26・27 年度入札参加資格に適用し、平成 24・25 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。

- 2 この基準は、平成 28・29 年度入札参加資格に適用し、平成 26・27 年度入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 12 月 26 日から施行する。

- 2 この基準による改正後の平成 30・31 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、平成 30・31 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、平成 28・29 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和元年 12 月 9 日から施行する。

- 2 この基準による改正後の令和 2・3 年度条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査に係る総合点数取扱い基準は、令和 2・3 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いに適用し、平成 30・31 年度入札参加資格に係る総合点数の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1（第3条第11号関係）

資格区分
高圧室内作業主任者
林業架線作業主任者
ガス溶接作業主任者
衛生管理者
発破技士
クレーン・デリック運転士（床上運転式含む）
移動式クレーン運転士
潜水士
コンクリート破碎器作業主任者
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
ずい道等の掘削等作業主任者
ずい道等の覆工作業主任者
型枠支保工の組立て等作業主任者
足場の組立て等作業主任者
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
鋼橋架設等作業主任者
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
コンクリート橋架設等作業主任者
木造建築物の組立て等作業主任者
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
有機溶剤作業主任者
石綿作業主任者
酸素欠乏危険作業主任者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
床上操作式クレーン運転技能講習修了者
小型移動式クレーン運転技能講習修了者
ガス溶接技能講習修了者
車両系建設機械運転技能講習修了者
不整地運搬車運転技能講習修了者
高所作業車運転技能講習修了者
玉掛け技能講習修了者
石綿取扱い作業従事者特別教育修了者
車両系建設機械運転特別教育修了者
高所作業車運転特別教育修了者
チェーンソー以外の振動工具の取扱いの業務に関する安全衛生教育修了者
アーク溶接特別教育修了者
巻き上げ機械運転特別教育修了者
自由研削砥石（グラインダ）特別教育修了者
低圧電気取扱特別教育修了者
粉じん作業特別教育修了者
軌道装置の動力車の運転特別教育修了者

資格区分	
コンクリートポンプ車の作業装置の操作特別教育修了者	
ボーリングマシンの運転特別教育修了者	
潜函作業（高圧室内作業）特別教育修了者	
ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転特別教育修了者	
安全衛生推進者（初任時）能力向上教育修了者	
足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了者	
玉掛け業務従事者教育修了者	
車両系建設機械運転業務従事者教育修了者	
安全管理者選任時研修修了者	
統括安全衛生責任者教育修了者	
現場管理者統括管理講習修了者	
職長・安全衛生責任者教育修了者	
職長のためのリスクアセスメント教育修了者	
安全衛生責任者教育修了者	
低層住宅のための職長教育修了者	
土止め先行工法修了者	
小型移動式クレーン運転特別教育修了者	

別表第2（第3条第15号関係）

関連学科	許可業種																											
	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
土木工学（農業土木、鉱山土木 、森林土木、砂防、治山、緑 地、造園に関する学科を含む ）に関する学科	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
建築学に関する学科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
都市工学に関する学科	○	○	○				○			○		○		○		○		○		○		○		○		○		
衛生工学に関する学科	○					○				○									○	○	○	○	○	○	○	○		
交通工学に関する学科	○								○																			
電気工学に関する学科						○											○	○				○						
電気通信工学に関する学科						○												○										
機械工学に関する学科						○	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○	○	○			
林学に関する学科																			○									
鉱山学に関する学科																			○									

(注)

- 1 関連学科については、資格認定の申請の対象となる許可業種に係る建設業法第27条の技術検定の検定種目につき、同法第27条の2の規定により指定試験機関が指定学科として定めている場合は、当該学科の名称が上記の名称と合致していない場合であっても関連学科として取り扱う。
- 2 この表において、次の表記は、各々に掲げる許可業種の略称である。
 - (1) 土 土木一式工事
 - (2) 建 建築一式工事
 - (3) 大 大工工事

- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事
- (29) 解体工事

別表第3（第3条第17号関係）

平均点	54.5 点未満	54.5 点以上	55.5 点未満	56.5 点以上	57.5 点未満	58.5 点以上	59.5 点未満	60.5 点以上	61.5 点未満	62.5 点以上	63.5 点未満
配点	-60	-50	-45	-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5

平均点	64.5 点以上	65.5 点超	66.5 点以下	67.5 点超	68.5 点以下	69.5 点超	70.5 点以下	71.5 点超	72.5 点以下	73.5 点超	74.5 点以下
配点	0	10	20	30	40	50	56	62	68	74	80

平均点	75.5 点超	76.5 点超	77.5 点以下	78.5 点超	79.5 点以下	80.5 点超	81.5 点以下	82.5 点超	83.5 点以下	84.5 点超	
配点	86	92	98	104	110	116	122	128	134	140	

別表第4（第3条第17号、第18号関係）

発注部局名	発注機関名	高得点工事基準評定点
総務部	総務管理局 管財課	
環境生活部	環境政策局 環境生活総務課	
商工観光労働部	商工労働政策局 公営企業課	
農林水産部	農林水産政策局 農業農村整備課	
	森林・林業局 森林整備課	
	水産局 水産振興課	
県土整備部	道路局 道路政策課 道路保全課 道路建設課	
	河川・下水道局 河川課 砂防課 下水道課	
	都市住宅局 都市政策課 建築住宅課 公共建築課	
	港湾空港局 港湾漁港整備課 - 和歌山下津港湾事務所	75点
振興局	海草振興局 農林水産振興部 建設部	
	那賀振興局 農林水産振興部 建設部	
	伊都振興局 農林水産振興部 建設部	
	有田振興局 農林水産振興部 建設部	
	日高振興局 農林水産振興部 建設部	
	西牟婁振興局 農林水産振興部 建設部	
	東牟婁振興局 農林水産振興部 串本建設部 新宮建設部	
教育委員会事務局	教育総務局 総務課	
警察本部	警務部 会計課	80点

別表第5（第3条第22号関係）

コード	団体名	推奨単位		有効とする証明期間
		1年間	その他	
01	(公社)空気調和・衛生工学会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
02	(一社)建設コンサルタント協会	50		団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
03	(公社)地盤工学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものを有効とする。
04	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
05	(公社)土木学会	50	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
06	(一社)日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
07	(公社)日本技術士会	50	150(3年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
08	(公社)日本造園学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度(審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。)又は前年度のいずれかのものを有効とする。
09	(公社)日本都市計画学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度(審査基準日の前日までに取得したユニット(単位)を対象とする。)又は前年度のいずれかのものを有効とする。
10	(公社)農業農村工学会	50	—	団体の証明する期間が、審査基準日の属する年度の直近の年度のものを有効とする。
11	(公社)日本建築士会連合会	12	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
12	(一財)建設業振興基金	12	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
13	(一社)交通工学研究会 (TOP交通技術資格者)	50	200(4年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
		40	150(4年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
14	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20	100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
15	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
16	(一社)全国測量設計業協会連合会	20	40(2年間) 100(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
17	(一社)全日本建設技術協会	25	—	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。
18	土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	団体の証明する期間の最終日が、審査基準日の前日から3ヶ月以内であるものを有効とする。